

電気学会としての今後の恒常的取り組みについて

電気学会 技術者倫理検討委員会 委員

滝沢 照広 (日立製作所) 村岡 泰夫 (電気学会)

To continue the Activities for the Engineering Ethics of the IEE of Japan (IEEJ)
Teruhiro Takizawa (Hitachi, Ltd.) Yasuo Muraoka (IEEJ)
Member, the Engineering Ethics Committee of IEEJ

1. 「技術者倫理検討委員会」終了時の懸案事項のレビ

ュー

電気学会「技術者倫理検討委員会」(委員長 関根泰次 東京理科大学) は、平成 17 年 4 月 21 日の理事会で設置が承認され、同 5 月 30 日に第 1 回委員会を開催し活動が開始した。⁽¹⁾ また、その下部組織として設けられた現況調査 WG では平成 17 年度に、他学協会取り組み状況、機関別(企業、大学、研究所など)の取り組み状況および電気学会会員の意識について調査を行い⁽²⁾⁽³⁾⁽⁴⁾、その結果は平成 18 年度の行動規範作成WGの検討に活用されている。

行動規範作成WGでは、行動規範作成タスクチームと教育プログラム開発タスクチームを設置し、前者では会員の倫理問題におけるより具体的な判断基準としての「行動規範」の策定が行なわれた。また、後者では「行動規範」の実効性を高めるために、電気学会会員、電気関係の業務に携わる人および志望する人などが活用できる技術者倫理に関わる様々な事例集の作成が行なわれた。

電気学会としての今後の恒常的取り組みに関しては、会員が「行動規範」を遵守していくに際しての電気学会としての支援および「行動規範」の展開・普及のための課題として、「行動規範」を策定していくなかで以下のように検討が行われている。

表 1 電気学会としての恒常的取り組みの課題

No	課 題
1	社会の一員としての自覚
2	常設委員会の設置
3	ヘルプラインの運用
4	学術の発展への寄与
5	批判的精神の發揮
6	迅速・的確なコメントの発信
7	著作権侵害を回避するための基本ルール理解促進
8	事実の尊重
9	出典、データなどの保管、管理
10	他の技術者との交流

(1) 社会の一員としての自覚

会員が社会の一員として主体的に責任を果たすためには、技術者共同体の枠に閉じこもらずに専門技術以外にも視野を拡げ、技術以外の分野からも広く学び、もって社会的発言力を高めることが必要である。電気学会として会員のそのような努力を支援するとともに、自らも持続可能な社会の一構成員としての役割を果たす必要がある。

(2) 常設委員会の設置

会員の倫理観の形成を支援するための継続的な活動の母体となる恒常的な委員会等の設置が必要である。

(3) ヘルプラインの運用

技術者倫理に関わる問題を抱え組織と自身の間で悩んでいる会員を支援するため、技術倫理協議会を通じて他学会と連携し、申告者の権利援護のための守秘義務と公平性を有する相談報告窓口(ヘルプライン)を設置運用する必要がある。

(4) 学術の発展への寄与

学術の発展への寄与のため、会員の諸活動を通じて公表された科学的・技術的知識の蓄積・普及や様々な技術標準の策定などを着実に実行していく必要がある。

(5) 批判的精神の發揮

会員が批判的精神を發揮できるように、会員にそのための議論の場を提供するなど会員の活動を積極的に支援するとともに、電気学会自ら社会に向って適宜に発言していく必要がある。

(6) 迅速・的確なコメントの発信

報道機関等が大きく取り上げるような、電気技術に関連した事件・事故が起こった場合、専門的かつ中立的な立場でコメントを発信し、無用な混乱を排除するよう努める必要がある。

(7) 著作権侵害を回避するための基本ルール理解促進

学術団体として、自ら刊行する電気学会論文誌など各種の著作物が他者の著作権を侵害することがないように、会員に対して基本ルールを遵守するように働きかける必要がある。

(8) 事実の尊重

技術上の主張や判断に際して会員の不正行為(データ改

竊、捏造、盗用、隠蔽など)が明らかとなった場合には、電気学会として厳正に対処するとともに、事実に基づかないことで名誉を傷つけられた会員を支援するべく、社会的信頼の回復に向けて迅速かつ適切な措置を行う必要がある。

(9) 出典、データなどの保管、管理

主張や判断の基になった出典などを必要に応じて会員が後で追えるよう、電気学会として学会誌、論文誌、技術報告書、図書の発行ならびに図書室を運営し、これを支援する必要がある。

(10) 他の技術者との交流

会員が他の技術者との交流を促進できるよう、研究発表会、講演会、講習会、見学会などの開催を通して交流の場を提供するとともに、国内外の異なる技術分野の関係学術団体との協力および連携を進める必要がある。

2. 策定した「行動規範」の展開・普及を期した「アクションプログラム」

<2・1> 「倫理綱領」および「行動規範」へのパブリックコメント募集

新たに策定した「行動規範」について、電気学会会員および会員以外の方々の意見を伺いより充実したものとすること、またその周知を行うことなどを目的として、1月から2月に掛けて3週間程度のパブリックコメント募集(意見募集)を行った。なお、「行動規範」の策定と同時に平成10年5月制定の「倫理綱領」の見直しも行っており、その改定案への意見募集も合わせて実施した。

意見募集は電気学会の公式ホームページに掲載し、意見募集のポイントとして下記のものも参考例示する形で行った。

- 電気学会らしさが表現されているか。
(電気学会特有の問題への視座が明確か。)
- 「行動規範」として必要な項目は、過不足なく含まれているか。
- <判断基準>あるいは<行動指針>として実用に堪え得るか。利益の相反する問題に直面した場合に、掘り所となり得るか。
- 電気学会自身の役割は明確か。

<2・2> 展開・普及のための恒常的課題への対応

1章に述べた「行動規範」の展開・普及のための電気学会としての恒常的課題へ対応するため、「技術者倫理検討委員会」は予定通り終了した上で、新たに平成19年度から永続的な推進委員会を設置することで進めている。この委員会では、技術者倫理の問題は、会員自身が技術者として活動する際の意識の向上から、具体的な行動における判断・実行の徹底を継続的に推進、支援する必要があるとの認識のもと、「普及促進」、「教育支援」、「運営管理」、「内外関

連機関との協調推進」を主目的として活動を進める予定である。

3. 学会活動における具体的な課題と対応方法

学会活動における具体的な悪い事例として、論文投稿における他論文誌からの盗用、無断引用やデータの捏造、二重投稿といった問題、また外部からの委託研究における研究費用の不正処理といった問題が社会的にも顕在化してきている。

法令遵守(コンプライアンス)とともに技術者倫理に関する問題について当委員会から関連の組織体へ具体的な取り組み方策を明確化する必要性を説いて連携しながら対応策を取り纏めていきたい。

当面考えられる課題と事例、取り組み方法、担当組織・会議体を表2に示す。

表2 倫理的課題と取り組み方法

No	課題・事例	取り組み方法	担当組織
1	倫理規程の位置付け明確化	・倫理綱領 ・行動規範 ・除名(定款12条)基準 ・会長メッセージ発信基準	・理事会 ・会長 ・総会
2	研究活動 ・委託研究費 ・補助金 ・賛助金	不正防止の記述 ・禁止事項(不正使用) ・罰則規程	研究経営会議
3	論文投稿手引きの扱い ・論文誌 ・大会論文集 ・技術報告 ・研究会資料	不正防止の記述 ・禁止事項(捏造、改竄、盗用、無断引用、多重投稿、著作権侵害) ・罰則規程	・編修会議 ・論文委員会 ・研究経営会議
4	図書出版 ・教科書 ・技術啓発書 ・ハンドブック	不正防止の記述 ・禁止事項(捏造、改竄、盗用、無断引用、著作権侵害) ・罰則規程	出版事業委員会
5	Web・電子メディア ・ホームページ掲示板 ・メールマガジン ・Eメール	不正防止の記述 ・禁止事項(個人情報不正使用、盗用、無断引用、捏造、中傷) ・罰則規程	ホームページ運用委員会
6	その他	「倫理規範」の維持・管理・広報・相談 ・広報(情報発信、所信表明) ・JABEEとの協調	総務会議

< 3・1 > 研究活動における不正行為への対応

(1) 文部科学省からの「研究活動の不正行為への対応」に関する「通知」

平成 18 年 8 月 31 日付で文部科学省から所管学術団体の代表者宛に「研究活動の不正行為への対応について」と題する「通知書」を受けた。この中で特に下記の事項に配慮をするよう求められている。

1. 研究者倫理に関する教育や啓発など研究者倫理の向上の為の取り組み
 2. 不正行為の告発等に係る研究機関等の調査の実施に際しての連携・協力等
 3. 不正行為の告発等の適切な取扱い
- 1～2. および 3. 項は新設予定の「倫理委員会」でそれぞれ、「会員への周知伝達・普及啓発活動」および「相談窓口の設置」の検討などの中で対応を考えていきたい。

[文部科学省ホームページ参照 URL]

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316/001.htm

学会における公的資金の適正使用の検討を進めるに際しては、科学技術・学術審議会「研究活動の不正行為に関する特別委員会」が取り纏めた「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」などを教材として、当学会で該当する「科学研究費補助金」をはじめとする公的資金の適正使用について関係会議体で審議確認の上、会員への周知徹底を図りたい。

(2) 日本学術会議からの「科学者倫理への取り組み」に関する「依頼」

平成 18 年 5 月 19 日付で日本学術会議から日本学術会議協力学術研究団体の長宛に「科学者倫理への取り組みについて」と題する「依頼」を受けた。

このとき添付があった「科学者の行動規範」(暫定版)は、電気学会の「技術者倫理検討委員会」で紹介し適宜パブリックコメントを提出すると共に電気学会が策定しつつあった「行動規範」にも参考とした。

その後、日本学術会議は、10月3日付で「科学者倫理の確立」に向けた会長声明として「科学者の行動規範について」他が公表されている。

[日本学術会議ホームページ参照 URL]

<http://www.scj.go.jp/ja/info/iinkai/kodo/irai.pdf>
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-d3.pdf>

< 3・2 > 論文投稿に関連する不正行為への対応

論文委員会での知見や審議結果を基に現行の「論文誌への投稿の手引き」の追補の検討、また必要性を含めて、罰

則規程の是非についても検討していきたい。

4. 常設委員会の設置

平成 19 年 5 月 (総会開催日 25 日) 以降から永続的な委員会として「倫理委員会 (仮称)」を設置して、下記の検討事項を中心に時代に即した課題と対応策を検討していく。

表 3 倫理委員会の検討事項

No	検討事項
1	倫理綱領、行動規範の継続的な見直し作業
2	会員への周知伝達
3	技術倫理に関する教育・啓発活動
4	支援および報告制度の確立
5	褒賞・顕彰制度の確立
6	普及啓発活動の企画・実施
7	教育教材の整備
8	関連学協会との連携
9	社会への発信

(1) 倫理綱領、行動規範の継続的な見直し作業

電気学会の「倫理綱領」は平成 10 年に制定して以来、特段の見直しは行っておらず、平成 17 年 10 月に実施したアンケート調査の結果から「電気学会を取り巻く社会情勢や、盛り込まれている内容から判断して、多少見直しを行った方が良い。」との意見が 25% あった。

この度 (平成 18 年度) 策定した「行動規範」についても、多くの会員からの意見を反映し、定期的な「追補」や「改訂」の見直しを継続していく柔軟性が必要と考え、常設委員会の重要課題のひとつとする。

(2) 会員への周知伝達

「倫理綱領」と「行動規範」は、学会誌、ホームページへの定期掲載、会費請求時などでのチラシによる定期確認、大会や催事におけるシンポジウムなど多くの機会に多くの会員に参加していただくことも含めた周知伝達を図っていく。

(3) 技術倫理に関する教育・啓発活動

JABEE 受審校の対策に終わらず、実務としての教育者の意識向上と教育カリキュラムへの組み込み展開を図っていくことの重要性を説いていく。

(4) 支援および報告制度の確立

会員向けの倫理問題発生時の支援制度や支援体制を他学会の動きも考慮しつつ展開を図っていく。

(5) 褒賞・顕彰制度の確立

倫理の問題はプラス思考で推進することが重要なため「褒賞・顕彰制度」の構築について検討すると共に、罰則側の規定の整備も前章で述べた関係会議体とも連携をとって推進

していく。

(6) 普及啓発活動の企画・実施

技術者倫理を会員に広く周知徹底し実践頂くためには学会として組織をあげた普及啓発活動が重要であり、各種の技術者倫理に関連する催事の企画・実施を継続的に委員会として推進することが望まれる。

(7) 教育教材の整備

平成 18 年度の「教育プログラム開発タスクチーム」の中で検討した「教育教材のあり方」などにに基づき、電気技術分野での事例研究教材の整備・発行について学会内の「出版事業委員会」とも連携をとり検討する。

(8) 関連学協会との連携

平成 17 年度から工学系 12 学協会が参加する「技術倫理協議会」に参加して、関連情報の共有化や合同のシンポジウム開催などを通じてポテンシャルアップを図ってきた。

今後も、当該の協議会には積極参加して「相談窓口」の共同設置の是非などを含めた検討を継続する。

(9) 社会への発信

電気技術分野で社会を揺るがす倫理に関連した事件が発生した場合、「中立公正な学会」の立場からのメッセージ発信は重要である為、リスク管理手法に従ったシステムと体制を構築したい。

5. おわりに

以上、「技術者倫理検討委員会」における「行動規範」の策定活動を通して明らかにされた、電気学会として取り組む必要のある恒常的課題、学会活動における倫理的課題および平成 19 年度からの常設委員会の設置について紹介した。文献(1)に述べられているように、倫理の問題は広い意味の美意識が出发点となっているために、人により・時代と共に・所により変わることから、電気学会の安定した恒常的活動が正に求められているところである。会員はもとより関係者が意識を一つにした取り組みにより実効性のある活動となるよう願う次第である。

文 献

- (1) 関根泰次：「技術者倫理検討委員会の概要について」、平 18 電気学会全大シンポジウム, 1-S2-1
- (2) 大場恭子：「各学協会における技術倫理の取り組み状況について」、平 18 電気学会全大シンポジウム, 1-S2-2
- (3) 長島重夫：「各企業等における企業倫理・技術者倫理の取り組み状況について」、平 18 電気学会全大シンポジウム, 1-S2-3
- (4) 佐々木三郎他：「技術者倫理に関する電気学会会員へのアンケート集約結果について」、平 18 電気学会全大シンポジウム, 1-S2-5